(5) 療養介護サービス費(V)	
(一) 利用定員が40人以下	435単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	399単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	372単位
(四) 利用定員が81人以上	352単位

ロ　経過的療養介護サービス費

(1) 経過的療養介護サービス費(I)	
(一) 利用定員が40人以下	881単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	881単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	852単位
(四) 利用定員が81人以上	819単位

注１～８　（略）

９　イ又はロに掲げる療養介護サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)　利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合　別に厚生労働大臣が定める割合

(2)　指定療養介護の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、療養介護計画（同条第１項に規定する療養介護計画をいう。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一)　作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70

(二)　作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50

10　指定障害福祉サービス基準第73条第２項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。

2　地域移行加算	500単位

注　入院期間が１月を超えると見込まれる利用者の退院に先立って、指定障害福祉サービス基準第50条の規定により指定療養介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退院後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退院後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中２回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後１回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退院後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

3　福祉専門職員配置等加算

イ～ハ　（略）

注１　イについては、指定障害福祉サービス基準第50条第１項第３号又は附則第３条の規定により置くべき生活支援員（注２及び注３において「生活支援員」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

(5) 療養介護サービス費(V)	
(一) 利用定員が40人以下	418単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	385単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	362単位
(四) 利用定員が81人以上	344単位

ロ　経過的療養介護サービス費

(1) 経過的療養介護サービス費(I)	
(一) 利用定員が40人以下	877単位
(二) 利用定員が41人以上60人以下	877単位
(三) 利用定員が61人以上80人以下	848単位
(四) 利用定員が81人以上	815単位

注１～８　（略）

９　イ又はロに掲げる療養介護サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合に、それぞれ(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)　利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合　別に厚生労働大臣が定める割合

(2)　指定療養介護の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、療養介護計画（同条第１項に規定する療養介護計画をいう。）が作成されていない場合　100分の95

（新設）

（新設）

（新設）

2　地域移行加算	500単位

注　入院期間が１月を超えると見込まれる利用者の退院に先立って、指定障害福祉サービス基準第50条の規定により指定療養介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退院後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退院後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中１回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後１回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退院後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

3　福祉専門職員配置等加算

イ～ハ　（略）

注１　イについては、指定障害福祉サービス基準第50条第１項第３号又は附則第３条の規定により置くべき生活支援員（注２及び注３において「生活支援員」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。